

○宇都宮市総合計画審議会規則

昭和45年6月20日

規則第44号

改正 昭和60年6月第29号

平成19年3月第74号

平成29年1月第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市附属機関に関する条例（昭和42年条例第1号）第3条の規定に基づき、宇都宮市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員42人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体の役職員
- (3) 市議会議員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員は、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長1人及び副会長2人以内を置き、委員がこれを互選する。

この場合において、会長に事故があった際に、副会長が2人置かれているときは、あらかじめ会長が指定する順位により、その職務を代理する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務につき、委員を補佐する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年6月29日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日規則第74号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月31日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。